

早期事業再生法の施行に合わせ、事業再生ADR制度に関しても、次に掲げる省令・告示等の改正その他必要な適正化を実施するとともに、HPにおいて制度の周知・広報を行うこととしたい。

- プレDIPファイナンスの優先性確認の要件について、**本WGにおける議論も踏まえ、プレDIPファイナンスの実行可能性を高め、債務者の資金繰りに資する観点から、終期に関する規定を削除。**【省令改正を検討】
- 事業再生計画が不成立であった場合若しくは合意された計画に基づき債務の弁済ができなかった場合には、法的手続や特定調停などに移行することとされていることを、事業再生計画案に関する確認事項としているところ、**早期事業再生法への移行も位置づけ。**【告示改正を検討】

参考① 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）（抄）

（資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準）

第三十三条 法第五十六条第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第五十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。

二 **法第五十六条第一項の資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。**

2・3（略）

参考② 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項

（平成二十六年経済産業省告示第八号）（抄）

二 手続実施者に確認を求める事項

省令第二十九条第二項に規定する認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第二十一条から第二十八条までに規定する手続及び（1）から（4）までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。

（1）～（3）（略）

（4）次に掲げる場合には、債務者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立て（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立てを行うこととされていること。

（i）省令第二十二条第二項第四号又は第二十七条の期日までに、事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合

（ii）債権者全員の合意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済することができない場合（債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合を除く。）